

[事案 29-117] 退院給付金支払請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

2 回の入院について、それぞれ退院給付金を請求したところ、継続した 1 回の入院として 1 回分しか支払われなかったことを不服として、2 回分の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんの治療のため約 2 週間入院し（入院①）、数か月後に同じがんの治療のため約 1 週間同じ病院に入院（入院②）したので、平成 17 年 9 月に契約した医療保険に基づき、退院給付金の支払いを請求したところ、入院①に対し給付金が支払われたが、入院①と入院②は継続した 1 回の入院とみなされ、入院②に対して給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、保険会社の決定は信義則に反し、入院①と入院②は別個の入院と考えるのが一般人の社会通念であるから、退院給付金を支払ってほしい。

- (1) 入院①と入院②は、その間に行われた手術の内容が異なる（悪性腫瘍切除術と瘻孔閉鎖術）。
- (2) 入院①と入院②の間に数か月間の経過観察が行われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院①と入院②は、その原因となる疾病が同一であることから、約款（入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病等が同一か、または医学上重要な関係があると会社が認めたときは、継続した 1 回の入院とみなす）により、継続した 1 回の入院とみなされる。
- (2) 約款には、退院給付金の支払いは、1 回の入院とみなされる長期入院に対して 1 回を限度とする旨が定められている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院①と入院②の直接の原因となった疾病は同一であり、保険会社が入院②について退院給付金の支払いを拒否したことは信義則に反せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。